

平成 28 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 28 年 10 月 3 日

西村委員

県立高等学校入学者選抜学力検査採点誤りに係る補正予算案について伺ってまいります。

既に質疑が出ておりますが、改めて確認の意味を込めて、まずはマークシート方式導入に伴う補正予算について伺ってまいりたいと思います。

こちらは三市と共同で行っているということでありましたが、今回、三市と共同でマークシート方式を導入するというので、この三市を改めて確認させていただきたいと思います。

入学者選抜改善担当課長

県内の公立高校には、県立高校以外に横浜市、川崎市、横須賀市に市立の高校がございます。この三市と共同して導入するというものでございます。

西村委員

この三市に所在する市立高校では、入学者選抜において採点誤りはあったのでしょうか。

入学者選抜改善担当課長

平成 28 年度の入学者選抜におきまして、川崎の市立高校では五校 10 課程のうち、五校 5 課程において 16 人の採点に誤りがございました。そのうち 1 人の受検生につきましては、本来合格とすべきところを不合格としていたということでございます。

また、横須賀市の市立高校におきましては、一校 2 課程のうち、4 人の点数に誤りが判明いたしました。しかし、合否判定には影響はなかったと聞いております。

なお、横浜市でございますが、九校 10 課程でございますが、誤りはなかったと聞いております。

西村委員

川崎市の一人の方が合否判定に影響が出たということですが、どのように対応されたか、情報は把握していらっしゃいますか。

入学者選抜改善担当課長

平成 28 年度の入学者選抜での採点誤りでしたので、入学の前に誤りがあったことをお伝えし、謝罪して、本来合格であった方を入学させると聞いております。

西村委員

この三市が共同してマークシート方式を導入することとしたのはなぜなのでしょう。その経緯も含めて伺いたいと思います。

入学者選抜改善担当課長

マークシートの導入につきましては、県教育委員会が設置した入学者選抜調査改善委員会の報告を踏まえ、再発防止改善策の中で決定させていただいたのでございます。その後、マークシートの導入の可否につきまして、それぞれ三市の中で検討が進められ、結果として三市とも県の動きに合わせて導入する

ことを決定したと承知しております。これまで三市とは、学力検査の問題の使用も含めまして、連携して入学者選抜を行っております。県立高校のみがマークシート方式を導入するということになると、県立、市立と受検する高校によって、検査の回答方法が変わりますので、受検者にとって負担を強いるということになります。また、マークシート方式の導入はヒューマンエラーの防止につながるということで、適正な入学者選抜の実施にもつながることから、三市においてもマークシート方式の導入を決定したと聞いております。

西村委員

ヒューマンエラーの防止は、我が会派もお願いしていることで、導入いただきたいと思いますが、今回の再発防止改善策の中で、採点日を1日追加するとありました。私も、採点日を一日追加することによって、より丁寧な採点になるであろうと思っていたのですが、このことが公表された後、現場の教諭の方から、在校生にとっては、進路指導や教育活動に影響が出てくるのではないかという不安の声をいただきました。採点日を休校にして、採点に専念するということは理解しているのですが、在校生の影響についてどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

高校教育課長

確かに、この時期は、大学への進学や学年末試験を控え、在校生への対応を丁寧に行わなければならない時期でございます。そのため、その影響は最も小さくしなければならないと考えております。一方で、採点誤りを確実になくすためには、これまで以上に念入りな点検を行う必要があると考えておまして、このたび、採点の点検をしっかりと行うため二日間を確保したいというものでございます。しかし、例えば、受検者数が少なかった学校や、定時制課程の採点などで、二日もかからずに万全の採点が終了した場合には、合否判定会議の準備や、合否分岐点付近の再点検といった、合否決定までの作業を前倒しで行うことにより、その分、採点日以降は在校生の教育活動に専念できるようにするなど、配慮したいと考えております。

西村委員

現場の教員には不安もあると思いますので、しっかり現場の声を受け止め、その思いがしっかりと伝わるように、努力いただきますようお願いいたします。

さて、和解の内容等については、これまでも質疑されてきております。私ども公明党として、この和解について提案させていただきました。大変前向きに取り組んでいただいたと思っておりますが、提案理由に受検生が和解案に合意し、併せて保護者の同意を得たとありますが、保護者の同意というのは必要なものなのですか。

入学者選抜改善担当課長

民法上の和解などの法律行為を行う場合、和解の相手方が未成年者の場合には、その者が合意したとしても、法定代理人として保護者の同意を得なければならないと民法で規定されております。したがって、このたびも、保護者の同意を得て今回の和解の提案に至っております。

西村委員

保護者も受検生も和解案に合意されたということですが、それぞれが現状を

前向きに捉えて、学校生活を楽しんでいると考えてよろしいのでしょうか。

入学者選抜改善担当課長

和解の合意に至るまでの間、受検者及び保護者とも何度かお会いしてまいりましたが、委員お話しのとおりと受け止めております。

西村委員

和解金については、これを支払ったらそれで終わりということではないと考えます。金銭的な部分以外で、未来ある青年たちですので、相談があれば、可能な限り応じることができるようお願いしたいと思います。

また、市立高校と共同でマークシート方式を導入しようという動きは、県内の公立高校が一体となって採点誤りをなくしていこうという意識の表れと捉えたいと思います。採点システムを有効に活用し、記号選択式問題の採点誤りを防止し、さらに、記述式問題の採点に専念できる環境も整うという説明がございましたが、併せて記述式問題の誤りをなくして、県民に良い報告ができるよう、頑張ってくださいますようお願いいたします。

続けて質問させていただきます。

生産年齢人口が減少し、グローバル化により社会や経済が急速に変化し、家庭及び地域を取り巻く環境も変化し、学校が直面する諸課題も複雑化、多様化しています。学校に求められる役割が拡大する中で、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保していかなければなりません。

そこで、チーム学校について伺ってまいりたいと思います。

自民、公明の両党で議員立法、チーム学校推進法案を国会に提出し、現在、継続審議中となっております。この法案の中には、専門的知識等を有する者や校長の職務を補佐する体制の整備についても位置付けられていると伺っています。

初めに、福祉の専門家であるスクール・ソーシャル・ワーカーの学校での活用については、チーム学校の視点に加え、子供の貧困対策という面でも重要な役割を担っていると考えます。

まず、小学校、中学校のスクール・ソーシャル・ワーカーに関して何点か伺います。

先日の我が党の谷口議員による一般質問に対し、教育長からは、県と市町村のスクール・ソーシャル・ワーカーや福祉教育部門の職員で構成する連絡協議会を開催し、より効果的な支援方法を検討しているとの答弁がございましたが、どのような検討が行われているのでしょうか。

子ども教育支援課長

県教育委員会では、県のスクール・ソーシャル・ワーカーに加え、児童相談所や保健福祉事務所などの関係各課の職員、政令市、中核市を含めた市町村のスクール・ソーシャル・ワーカーや教育委員会の職員、市の保健所などの保健福祉部門の関係職員、フリースクール等のスタッフなどの関係者が、直接顔を合わせて話し合う、スクール・ソーシャル・ワーカー等活用事業連絡協議会を開催しております。そこでは、児童・生徒の問題行動等の現状や課題、各地域で学校と関係機関の連携をより機能させるための工夫や課題、支援に関する具体的な事例等について、市町村や地区を越えて情報を共有し、より良い支援の

方策の協議などを行っております。

西村委員

例えば、子供の貧困問題に対して、実際にスクール・ソーシャル・ワーカーが関わった事例があれば紹介してください。

子ども教育支援課長

実際の事例でございますが、ある中学生が入学後、腹痛等を訴えて保健室への通室が増え、教室に入れなくなりました。その背景として、ひとり親家庭で経済的に安定せず、子供も安心して生活できないといった状況が見られました。このケースに対してスクール・ソーシャル・ワーカーは、生徒本人の幼少期からの心身の状況や母親の様子を見立てることを考え、スクール・カウンセラーと連携し、それぞれの役割を活用しながら、支援を始めました。スクール・ソーシャル・ワーカーは、母親とスクール・カウンセラーとの三者面談で福祉制度を活用しながら、子供を中心に据える生活に切り替えていこうと助言するとともに、母親とともに役所の母子自立支援に相談に出向きました。その後、母親は就労支援制度を活用し、ハローワークから仕事の紹介を受けるとともに、児童扶養手当の利用にもつなげることができました。このような動きの中で、母親にとっては、様々な人と関わっていくことを通して、自分の生活や子育ての振り返りの機会になり、母親が安定することで生徒本人も守られていると感じることができ、生活の安定が図られつつあります。

西村委員

スクール・ソーシャル・ワーカーが福祉の専門的知識を有しているとはいえ、今の事例のように、児童・生徒だけではなく、保護者等の問題にも対応することを踏まえると、質の確保、向上という意味から、一定の研修が必要なのではないかと考えます。スクール・ソーシャル・ワーカー等活用事業連絡協議会には、研修の意味合いも含まれていると考えていいのでしょうか。また、この会議以外の研修や情報共有の場があるのであれば、教えていただきたいと思えます。

子ども教育支援課長

本連絡協議会は、特に経験の浅いスクール・ソーシャル・ワーカーにとって、大変有効な研修の場になっていると考えております。また、本連絡協議会以外の研修、情報共有の場としては、全県や地区で行われているスクール・カウンセラーの連絡協議会に参加することや、教育局に配置しておりますスクール・ソーシャル・ワーカーやスーパー・バイザーが各地区を訪問した際、実際の事例を基に指導助言を行うことなどが挙げられます。

さらに、各教育事務所に配置されたスクール・ソーシャル・ワーカー同士が集まるなど、機会を設けて、地区の様々な細かい情報を共有したり、経験の豊かなスクール・ソーシャル・ワーカーの話の聞いたりして、研修に努めております。

西村委員

それらの出席率は分かりますか。

子ども教育支援課長

全員が出席しております。

西村委員

今後も充足を図っていただきたいと思います。本県では、30人のスクール・ソーシャル・ワーカーを小学校、中学校で活用しているわけですが、決まった学校等に常駐して支援を行う配置型と、いろいろな学校を巡回しながら支援を行う巡回型の二種類があると承知しております。それぞれのメリット、デメリットを伺いたいと思います。

子ども教育支援課長

まず、配置型のメリットとしては、児童・生徒の日常の様子を見ることができ、その背景にある課題を早い段階で把握することができるため、問題が発生してすぐに、あるいは問題が発生する前に対応に移ることができるという点、また、教職員と日頃から連携が密にとれることから、教職員にきめ細かい助言ができるという点が挙げられます。デメリットとしては、配置型の方法を全ての学校で行うためには予算及び人材の確保が大きな課題となります。

次に、巡回型のメリットですが、地域全体を見渡して重篤な事案から優先順位を付けて、緊急的にスクール・ソーシャル・ワーカーを派遣することができ、多くの学校でスクール・ソーシャル・ワーカーが活動することで、多くの教職員にスクール・ソーシャル・ワークの重要性を感じてもらえます。デメリットとしては、問題発生後の対応が主となり、早い段階での対応や問題を未然に防ぐための課題の掘り起こしといったことが難しいことが挙げられます。

西村委員

人材確保が大きな課題であるということですが、今後のスクール・ソーシャル・ワーカー事業の充実に向けては、それぞれの活用方法のメリットを十分に生かした配置・活用が必要だと考えます。先日、教育長から、県と市町村のスクール・ソーシャル・ワーカーの連携について、各地域の実情に応じた最も効果的な体制を整え、連携の基礎となる配置の拡大についても検討していくとの答弁をいただきました。どのような検討を行っていかうと考えていらっしゃいますか。

子ども教育支援課長

県が行っておりますスクール・ソーシャル・ワーカーの事業は、政令市、中核市を除く市町村立の小中学校434校を対象にしておりますが、30人を週1回ずつ派遣する現在の仕組みでは、全ての課題に対応できる状況ではございません。こうした中、市町村によっては、地域の課題や事業の有効性を踏まえ、独自にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置する取組を進めているところがございます。県教育委員会として、今後の配置拡大を検討するに当たっては、全ての市町村と協議を密にし、各地域における児童生徒が抱える課題の深刻さや、学校と関係機関との連携ネットワークがどの程度機能しているかといった実情、市町村によるスクール・ソーシャル・ワーカーの配置・活用状況等を十分に踏まえる必要がございます。その上で、適切な配置規模や配置型、巡回型のどちらが有効かといったことを地域ごとに検討し、配置の計画を立てることが必要と考えております。

なお、文部科学省では、スクール・ソーシャル・ワーカーを学校の正規職員として位置付けること等の研究・検討を始めていることから、こういった国の

動きにも注視し、検討を進めてまいります。

西村委員

有効な活用と配置の確保を強く要望させていただきます。

次に、県立高校にも、現在 20 人のスクール・ソーシャル・ワーカーが配置されていると伺いました。配置の考え方を伺います。

学校支援課長

県立高校へのスクール・ソーシャル・ワーカーの配置の考え方でございますが、県内を 10 地区に分け、地区ごとに定めた拠点校に配置しております。配置初年度の平成 27 年度は、各地区に一人のスクール・ソーシャル・ワーカーを配置いたしました。今年度は、さらに配置を拡大し、原則として各地区に二人ずつ、合計 20 人の配置としております。

西村委員

平成 27 年度からスタートということで、まだそれほど時間が経ってはいないのですが、相談件数は具体的にどの程度あったのでしょうか。

学校支援課長

平成 27 年度の相談件数でございますが、10 人のスクール・ソーシャル・ワーカーに対しまして、合計 1,294 件の相談がございました。また、相談事案に対応した回数は、全体で 2,626 回でございました。

西村委員

子供の貧困問題に対して、小学校、中学校とは異なって、高校生ならではの相談があるのではないかと思います。こういった相談があつて、それに対してどのような支援を行ったのか、事例があれば教えていただきたいと思ひます。

学校支援課長

具体的な事例といたしまして、生活保護を受給している母子家庭の生徒への支援事例をお答えいたします。

この生徒は四年制大学への進学を希望しておりますが、母親が病気で入院することになったため、家庭生活や学費、勉学の悩みなどを訴えて、スクール・ソーシャル・ワーカーに支援を求めてきました。スクール・ソーシャル・ワーカーは、大学などへの進学資金に充てるためのアルバイト収入が生活保護の収入認定から除外されることや、生活困窮者自立支援制度に基づく市町村の学習支援教室への参加が可能なことなどについて説明するとともに、市町村の生活支援課につなぐことにより、生徒の学業計画を支援することができた事例がございます。

西村委員

アルバイトや自身の進学など、具体的な自身の未来の構想についての相談があつたものと理解させていただきます。

様々な課題を持った生徒を、的確にスクール・ソーシャル・ワーカーにつないでいくために、先程はスクール・ソーシャル・ワーカーの質の向上と申し上げましたが、一方で、相談を受ける教職員の側も、ソーシャル・ワークについて理解しておくことが重要だと考えます。教職員に対して、当年度から保健福祉大学と連携した研修を行っているということですが、具体的な研修の内容や規模について伺います。

学校支援課長

今年度から開始しましたソーシャル・ワークの視点を持った教員の養成研修でございますが、規模といたしましては、7月から9月にかけて計8回、学校内で教育相談体制の中核となって活動している教育相談コーディネーターと呼ばれる教員30人を対象に実施しました。30人の内訳でございますが、小中学校から10人、高校及び中等教育学校から20人の合計30人でございます。

研修の内容といたしましては、児童相談所や民生委員、児童委員、若者サポートステーション等の機能と役割、生活困窮者への支援制度、障害者の就労支援、発達障害の理解など、様々な課題を抱えた子供たちの支援に必要な知識を習得する、実践的な内容となっております。

西村委員

県立高校のスクール・ソーシャル・ワーカーの配置拡大については、どのような認識を持っていらっしゃるでしょうか。

学校支援課長

高等学校教育の目標の一つは、生徒一人一人の個性の確立と社会的な自立を促していくことでございます。そのために学校は、全ての生徒が高校生活を継続し、進学や就学など、それぞれの進路を歩むことができるよう支援していくことが求められております。子供の貧困が社会的な課題となる中で、福祉的な手法による生徒が置かれた環境への働き掛けを通じて、学校生活の安定と自立を支援するスクール・ソーシャル・ワーカーのニーズは拡大しているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、環境面で様々な課題を抱えた生徒への支援を充実させていくために、今後も県立高校のスクール・ソーシャル・ワーカーの配置拡大など、教育相談体制の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

西村委員

スクール・ソーシャル・ワーカーの配置拡大を前向きに検討していただきますようお願いいたします。

次に、校長を補佐する体制整備について伺います。

副校長、教頭のなり手不足ということをお聞きしますが、現状を教えてください。

参事兼教職員人事課長

神奈川県では、平成24年度から教頭候補者選考試験を実施しています。試験に合格した者のうちから教頭を任命しておりますが、受検申込者数は、例年、小中学校、県立学校とも200人前後で推移してございます。また、受検倍率で見ますと、直近4年間の平均で、小中学校では約1.8倍、県立学校では約3.5倍となっております。こうしたことから、先般、東京都教育委員会では、副校長の選考を行うに当たって、志願者が定員120人に足りなかったという報道がございましたが、本県では教頭へのなり手が足りないという状況はございません。

西村委員

繰り返し伺いますが、副校長、教頭の確保は問題ないと考えていいというこ

とでしょうか。

参事兼教職員人事課長

現在、教員の年齢構成はいびつな形になってございまして、40歳代が少なく50歳代が多くなっている状況ですので、今後、50歳代の層が抜けていく大量退職が続いていきますが、管理職候補である選抜教員が一定数いれば、教頭の数には問題ないと思っております。そこで、総括教諭の人材確保のため、若手のミドル・リーダーの早期育成を図るとともに、総括教諭の年齢要件を引き下げまして、より幅広く人材登用を行っていかうと考えております。

西村委員

総括教諭に年齢要件を設けたのは、年齢要件を設けた方がいいからであって、それをただ下げたから充足できるというのでは、少々不安な気がします。是非、その中では校長や教頭、将来校長になってほしい先生がなるという体制を、考えていただけたらと思います。校長になってほしい人になっていただける、その中の一つの施策かと思うのですが、副校長、教頭に対する研修というのは、どの程度実施されているのでしょうか。

教職員企画課長

副校長、教頭に対する研修については、校長の学校経営方針と公務を円滑に運営するための総合調整能力や実務能力の向上を目指し、総合教育センターで実施します。副校長については、新任副校長研修講座を、県立学校の副校長を対象に4日間実施しております。また、教頭につきましては、新任教頭研修講座を、小中学校の教頭を対象に3日間、県立学校の教頭を対象に5日間、それぞれ実施しております。

西村委員

新たに実施した研修はありますか。

教職員企画課長

新たに実施しました研修としましては、平成27年度から、教頭候補者選考試験に合格した名簿登録者を対象にした、教頭候補者研修講座を、市町村立学校を対象に1日、県立学校を対象に2日実施してございます。目的としましては、教頭昇任前に、職務に対する自覚や意欲を高めるとともに、昇任と同時に教頭としての業務を円滑に遂行する力を身に付けるため、従来は教頭になってから実施していた研修を一部前倒しして実施しているものでございます。

西村委員

昇任前に行うということで、画期的な取組だと思います。新たに副校長や教頭になるということに不安もあると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第2回定例会で、我が党の鈴木議員の、教育委員会として学校長を支え、指導する仕組みをつくる必要があるという質問に対して、教育長から、学校長の経験者を学校経営サポーターに任命することを検討しているとの答弁があり、既に学校経営サポート事業がスタートしたと承知しております。本県独自の取組として評価させていただいておりますが、具体的にどのようなサポートをしているのでしょうか。



#### 教育局企画調整担当課長

学校経営サポート事業でございますが、学校経営上の様々な課題に取り組む県立学校の学校長を支えるために、教育委員会に在籍しております校長経験のある再任用職員42人を、7月1日付で新たに学校経営サポーターとして任命し、県内10地区の担当に分けてサポートを行っております。具体的には、学校経営全般で、若手職員の育成や不祥事防止など、校長からの相談を受けまして担当する学校経営サポーターが学校を訪問しまして、校長経験者ならではの豊かな経験や知見に基づく助言を行い、解決につなげていきます。特に、新任の校長に対しては、学校を運営するに当たりまして、課題の抽出段階から相談を始めまして、5日間程度でよりきめ細かく経営を丁寧にサポートしていくということでございます。

#### 西村委員

スタートしてまだ3箇月ではありますが、サポートの実施状況はどのようになっているのでしょうか。

#### 教育局企画調整担当課長

7月1日に任命してから、7月は担当地区の決定やサポーターへの説明会、学校からの依頼に基づく訪問日程の調整等を行い、実際の訪問が始まりましたのは8月以降でございます。9月23日時点で実際にサポートした校長は27人、このうち新任の校長が20人でございます。サポートした内容、延べ件数でございますが、学校経営全般が24件、若手や臨時職員、非常勤職員などの教員育成が4件、そのほか、不祥事防止、事業改善、校内研修の活性化などがございました。まだ始まったばかりでございますが、実際にサポートを受けた校長からは、この仕組みができて、今まで相談できなかったことを相談できるようになって良かったという声があります。また、サポートを行ったサポーター側からも、自らの校長経験を生かして良かった、双方にとってプラスであったという意見が出ております。

#### 西村委員

校長先生は、ある意味、孤独ですので、しっかりとサポートしていただくよう、事業の展開をお願いいたします。

これまでの質疑で、県教育委員会として、チーム学校に関連する施策を様々な形で展開している、あるいは展開していこうという姿勢を確認させていただきました。国際機関であるOECDの調査でも、日本の教員の多忙さは明らかになっています。学校スタッフに占める教員の割合が突出していることも事実で、教員をサポートする人が少ないということも事実であります。このような背景や法案の趣旨を踏まえ、今後、チーム学校に関連する施策の充実に取り組んでいただきますよう要望いたします。

続いては、特別支援教育について伺ってまいります。

我が党の高橋議員が代表質問で、特別支援教育の10年の真の共生社会の実現について取り上げました。平成19年に特殊教育から特別支援教育となり、今年で10年を迎え、共生社会の実現に向けて特別支援教育の重要性を改めて認識したところであります。

また、我が党の谷口議員が、過日、特別支援学校のセンター的機能の充実に

対し、専門職を市町村の相談支援チームに派遣するなど、支援の拡大を図るとの答弁をいただきました。こうした特別支援教育における課題と今後の取組について何点か伺ってまいります。

これまでの10年で見えてきた課題として、子供たちの障害の重度、長期化、あるいは多様化に伴い、高度で専門的な機能が求められてきたことを踏まえて、特別支援学校に理学療法士などの専門職を配置してきたとの答弁をいただきましたが、現在までにどのように専門職の配置を行ってきたのでしょうか。

参事兼教職員人事課長

特別支援学校の教育課程には、将来的に社会生活を自立して行うため、自立活動という科目が定められてございます。本県では、平成20年度から、理学療法士、臨床心理士などの専門職に、社会的に経験を積んだふさわしい者を招致するため、特別免許証を付与し、自立活動教諭として採用しているところです。こういった専門職は、毎年増員する方向で採用してきており、平成28年度の配置状況ですが、理学療法士10人、作業療法士12人、言語聴覚士9人、臨床心理士12人の合計43人となっています。また、平成28年度は、専門職の知識、技能を広く効果的に活用するために、県内をブロックに分け、特別支援学校26校に各校一人から二人を配置したところです。さらに、看護師につきましても、臨時的任用職員を含めて29人を配置させるところでございます。

西村委員

これらの専門職は、具体的にどのような支援をし、どのような効果があると考えていますか。

特別支援教育課長

例えば作業療法士ですが、うまく書けない子供の肘の使い方や姿勢などの状態を把握しまして、改善するための指導プログラムを教員とともに考えております。

また、理学療法士につきましても、まひのある子供の体の状態を細かく把握しまして、筋力を高めたり、歩行練習をしたりするための具体的なアイデアを、指導に当たっている教員に対して示しています。このように、専門職と教員が目の前にいる児童・生徒の指導プログラムやアイデアを一緒に考えることを通して、専門性の高い知識と技能を共有し、指導内容に生かしていくことができます。

西村委員

教育長からは、専門職の配置をより充実させていくとの答弁いただきましたが、今後どのように配置していくのでしょうか。

特別支援教育課長

今後、五つのブロックごとに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の四つ全ての職種が、各地区複数人になるように配置し、ブロック内にある他の特別支援学校や地域の保護者の教育相談に対応できるようにしていきたいと考えております。また、市町村から要望のある専門職を、新たに市町村の教育相談支援チームの一員として派遣できるように、配置の工夫を検討してまいります。

西村委員

より高い専門家による支援が受けられれば、地域の小学校、中学校の教員や保護者も安心されると思うのですが、そのためには専門職同士の連携が重要になると考えます。いかがでしょうか。

特別支援教育課長

特別支援学校に配置しております専門職が、それぞれの職種の活動を理解し、連携して障害のある子供たちへの支援を行うことは大変重要であると考えます。そこで、教育委員会が開催する県立特別支援学校専門職研究協議会において、いくつかの事例を挙げ、それぞれの専門職の視点から意見交換をすることにより、専門職間の効果的な連携の在り方について協議を行っています。

また、地域の教育相談に携わる担当者の会議においても、専門職が集まりブロック内でどのようにお互いの職種をカバーしたらよいかなどについて協議を行っているところです。これらの取組により専門職同士の連携が深まり、地域の小中学校への支援にも貢献できるものと考えます。

西村委員

専門職の配置について、できればセンター的機能ではなくて、センターとして充実させていただきたいというのが要望なのですが、専門職の配置について、国はどのように考えているのでしょうか。

参事兼教職員人事課長

現在の国の考え方は、いわゆる標準法というものになりますが、看護師や作業療法士等の専門職につきましては、配置基準は定められておりません。しかし、これまで答弁してまいりましたとおり、地域の小中学校の支援など、専門職の役割はますます重要となってまいります。本県といたしましては、国の施策制度、予算に関する提案といたしまして、看護師、作業療法士等の専門職につきましては、学校教育法等の配置すべき職に位置付けて、配置基準を新たに設けるよう要望しているところでございます。

西村委員

国で定められていない中で、神奈川県教育委員会として考えて取り組んでいただいていることに感謝申し上げますし、国に対して、今後も強く要望していただきたいと思います。共生社会の実現に向け、ますます特別支援教育の重要性が増していくと思われまます。教員だけでなく、専門職をはじめ、様々な職種や機関がチームとなって取り組んでもらいたい。そのために、特に専門職の配置について、予算措置等の対応が必要であり、国への働き掛けも含め、県も様々な関係部局と連携して取り組んでいただきますよう要望いたします。

さて、今回、図書館に関する報告の中で、再整備の方向性の一つとして、現本館を魅せる図書館として改修し、貯蔵する記録フィルムの放映を行うという説明がありました。県立図書館は、図書や郷土資料のほか、フィルム等の視聴覚資料も収集・保存してきたわけですが、再整備に当たり、これらの貴重な資料をどのように保管・活用し、県民にとって魅力ある魅せる図書館にしていくのか、何点か伺います。

県立図書館は、映像などの図書以外の資料も数多く所有しているようですが、現在、フィルム、レコード等をそれぞれどの程度所有しているのか、また、フ

フィルムについてはどのような資料があるのか伺います。

生涯学習課長

まず、映像などの視聴覚資料でございますが、平成 27 年度末において全体で 11 万 1,037 点を所蔵しております。その主なものといたしましては、16 ミリフィルムを中心とした映像フィルム約 4,000 点、LP レコードを中心としたレコード約 7 万点、クラシック音楽を中心とした CD 約 2 万点となっております。フィルムの例でございますが、昭和 30 年代の作品からございまして、いくつか例を挙げさせていただきますと、神奈川ニュースとしまして、昭和 31 年の相模大橋のしゅん工を記録した、夏来る、相模大橋しゅん工とタイトルしたものがございます。それから記録映画としまして、昭和 35 年制作のものですが、職人かたぎの魚屋を登場人物とした喜劇の作品、がんこおやじといった名称のものがございます。さらに、手塚治虫作品のジャングル大帝、本県ゆかりの児童文学者の作品を映像化しました、だるまちゃんとてんぐちゃんといった児童向けのアニメーションもございます。

西村委員

大変貴重なものがあると実感しましたが、フィルムの保管は難しいと伺いました。どのように保管しているのでしょうか。

生涯学習課長

フィルムにつきましては、温度や湿度の影響で劣化しやすい性質がございます。そのため、温湿度が安定した、新館の地下 2 階の収蔵庫で保存してございます。また、状態によっては、ケースに専用の乾燥材を入れて湿気を防ぐといった対策も講じております。

西村委員

フィルムの劣化のことを、ビネガーシンドロームというのだそうです。箱を開けると甘酸っぱい匂いがして、白い粉を吹いてしまって、ほとんど元の映像を見ることができない。最近は元に戻す技術もあるようですが、大変な労力がかかると伺いました。これまで、こういったフィルムを保存していくための予算は取られてきたのでしょうか。

生涯学習課長

直接、保存のための予算という意味合いでは、確保しておりません。修復につきましては、過去に様々な形で予算計上が行われております。

西村委員

今後、こういったことも視野に入れて、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。再整備に向けて、新たに魅せる図書館という県立図書館像が示されているわけですが、どのようにフィルムを保管し、活用することをお考えでしょうか。

生涯学習課長

フィルムは、県立図書館にとって重要な所蔵品でございます。その劣化を極力抑えていくために、今後の再整備の中で、適切な温湿度管理が可能となるような設備の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の活用につきましては、神奈川の歴史や風土を伝える様々な記録映像のほか、アニメーションなど、子供向けの作品などを本館吹き抜け部分に

において放映するなどを想定してございます。こうした活動を通じて、幅広い年齢層の方を対象とした親しみの持てる、また訪れてみたいと思われる、魅力的な魅せる図書館となるよう工夫してまいりたいと考えております。

西村委員

県立図書館が所蔵資料を活用して、図書館の魅力を増す取組は重要であると考えています。今後の再整備の中で、新館を収蔵庫として改修する際は、フィルム等のデリケートな資料の保存にも配慮して、県民の貴重な財産を後世に引き継いでいただきたいと思います。

また、ビネガーシンドロームは、急速にフィルムを悪化、劣化してしまうそうです。現在の科学をもってすれば、元の状況に戻すことも可能だということですので、こういった様々な技術を活用していただいて、県民の財産を守っていただきますよう要望して私の質問を終わります。